

令和2年9月1日

青梅市立学校 保護者の皆様

青梅市教育委員会

お子様が新型コロナウイルス感染症と判明した場合、  
また、感染の疑いがあると判明した時の対応のお願い

日頃より、青梅市の教育活動にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により、日々の教育活動が大きく  
制限されるだけでなく、保護者の皆さまも楽しみにしていた学校行事等も中止・  
延期の判断をせざる得ない状況にあります。

さて、8月17日から市内の学校は順次2学期を開始したところではあります  
が、児童・生徒および保護者が、PCR検査中である等の報告を受けております。  
また、東京都教育委員会からも、2学期開始後、児童・生徒が濃厚接触者および感  
染者になる状況が発生しているとの連絡もありました。

このことから、お子様が感染の疑いがあると判明した場合、または感染者と判明  
した場合の対応について、下記の点についてご確認願います。

- 濃厚接触者等、感染の疑いがあると判明した場合
  - ・ 措置：出席停止（欠席とは異なり、法令に基づいた措置になります。）
  - ・ 期間：感染がないと確認できるまで

※ 学校は、人権上の配慮から、校内に濃厚接触者がいることはお知らせしません。

- 感染者と判明した場合
  - ・ 措置：出席停止（欠席とは異なり、法令に基づいた措置になります。）
  - ・ 期間：医療機関ないし保健所の指示により、治癒したとされるまで

※ 学校は、人権上の配慮から、感染者が特定されるようなお知らせはしません。な  
お、保健所の指示等で校内の消毒、および濃厚接触者を特定するまでの間、学校の  
臨時休業（数日間）、また、その後の状況を見て、臨時休業の延長や学年閉鎖、学級  
閉鎖、臨時休業を実施しない等の判断をしていきます。

新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があり、このことによって、  
いじめや誹謗中傷されることは絶対にあってはならないことです。学校からもこ  
のことは、すでにお子様に指導をしているところではありますが、ご家庭  
でもお話していただきますようお願いいたします。

また、校内における感染を最小限に抑えるためにも、各家庭の中で、ご家族がP  
CR検査を受ける等の状況が発生した場合は、速やかに学校にご連絡いただきま  
すようお願いいたします。

<問い合わせ>

青梅市教育委員会

電話番号 0428-22-1111（代）

指導室 担当：内線2376